

【公印・契印省略】

総統勢第 160 号

令和 7 年 6 月 25 日

こども家庭庁長官 殿

総 務 大 臣

令和 7 年国勢調査への協力について（依頼）

本年は、5 年に 1 度の国勢調査の実施年であり、総務省では、同調査を 9 月から 10 月までの期間で実施します。

国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）及び国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）に基づき、10 月 1 日午前零時現在、日本に常住する全ての人及び世帯を対象とするものであり、原則としてその住居において調査することとしています。

つきましては、統計法第 29 条第 2 項の規定に基づき、下記について、特段の御配慮を賜りますよう、協力を要請します。

また、国勢調査は地方公共団体を通じて行うため、都道府県及び市町村からその区域内に所在する貴管下関係機関（関係団体等を含む。以下同じ。）への協力依頼等があった場合は、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

児童福祉施設等に入所等をしている者のうち、次に掲げる者については、その施設等で調査することとしています。

- ・入所等をしてから 3 か月以上住んでいる者又は住む予定の者
- ・入所等をしている者で他に住居を有しない者

これらの者の調査が円滑に実施できるよう、貴管下関係機関における周知をお願いします。

以上